

## 安威川ダム 周辺斜面等保全工事 随意契約理由書

本工事は、安威川ダム堤体およびダム湖周辺斜面の保全工事を行うものである。

安威川ダム建設工事は平成 26 年に現地着手し、令和 4 年に堤体が完成した。現在は試験湛水を実施しており、堤体・貯水池周辺斜面の保全および貯水池の維持管理を行ったうえで、安全に水位上昇させることが不可欠である。

堤体下流右岸において、堤体接地部の地山が雨水等による浸食を受けていることが確認された。今後出水期に入り更に浸食が進行すると、堤体へも影響が及び、漏水等の危険があるため、早急に対策する必要がある。

1. ダム堤体については、ダムサイト特有の地質や岩級性状を踏まえた岩級区分を設定し、所定の岩盤を基礎とし盛り立てている。

本工事における堤体接地部の地山浸食への対策等については、雨水排水処理に加え、浸食部の補修が必要となるが、安威川ダム基礎岩盤の性状および堤体周辺地山の状況を把握したうえで施工することが不可欠である。(2号)

また、早急に対応し更なる浸食を未然に防ぐ必要がある。(5号)

2. 試験湛水により日々水位が変動する貯水池での維持管理（流木撤去・取水口清掃等）は、貯水池の地形およびダム施設構造を把握したうえで、安全かつ速やかに施工することが不可欠である。(2号)

「大林組・前田建設工業・奥村組・日本国土開発特定建設工事共同企業体」は、ダム周辺の基礎岩盤を熟知しており、安威川ダム建設工事にて堤体および網場の施工を行った唯一の施工業者である。

以上のことから、本工事は「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき（2号）」及び、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき（5号）」に該当するため地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、「大林組・前田建設工業・奥村組・日本国土開発特定建設工事共同企業体」との随意契約を行うものである。

また、以上のことから特定の者でなければ履行できないため、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号に基づき比較見積を省略する。